

嘉麻市農業者物価高騰等対策支援金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、肥料等の価格の高騰により経営がひっ迫している農業者の負担を軽減し、農業の維持及び振興を図るため、市内の農業者に対する、予算の範囲内における嘉麻市農業者物価高騰等対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し、令和4年分若しくは令和5年分の農業収入がある者が属する世帯の世帯員（世帯主を含む。）又は市内に主たる事業所を有し、令和4年度若しくは令和5年度の農業に関する売上がある法人であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 農業経営面積が10アール以上の農業を営んでいること。
- (2) 引き続き市内において農業を継続する意思がある者であること。
- (3) 施設園芸農業者が属する世帯にあつては、園芸施設内に加温設備を導入していること。

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 農業者世帯 1世帯当たり50,000円
 - (2) 農業法人又は施設園芸世帯 1法人又は1世帯当たり100,000円
- 2 市から認定を受けている認定農業者又は認定新規就農者が法人又は世帯に属している場合は、1法人又は1世帯当たり30,000円を加算するものとする。
- 3 支援金の交付は、支援金の交付を受けようとする年度内において、1法人又は1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、嘉麻市農業者物価高騰等対策支援金交付申請書（様式第1号）及び嘉麻市農業者物価高騰等対策支援金交付申請に係る誓約書（様式第2号）に次に掲

げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 農業収入又は売上を証明する決算書類（法人のみ）
- (2) 令和5年1月1日以降に農業収入を得ることとなり確定申告書等により当該収入が確認できない場合は、販売を証明する書類
- (3) 加温設備の導入を証明する書類（施設園芸世帯のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に係る書類が存在しない場合は、農林振興課職員が現地等確認を行うものとする。

（他の補助制度との併用）

第5条 市又は国及び県その他公共団体が実施している他の補助制度による補助を受けられる場合は、当該補助制度を優先するものとする。

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、第4条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金交付の可否を決定し、嘉麻市農業者物価高騰等対策支援金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

（支援金の請求）

第7条 前条の規定により、支援金の交付決定を受けた者は、嘉麻市農業者物価高騰等対策支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第8条 市長が、支援金の交付に関する周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から令和6年2月29日までに第4条に規定する申請が行われなかった場合、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第9条 市長は、支援金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対し、支援金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 この告示による支援金を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第 1 1 条 この告示に定めのない支援金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成 1 8 年嘉麻市規則第 4 9 号）の定めによらなければならない。

(補則)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 6 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に交付した支援金については、第 9 条の規定は、なおその効力を有する。